

平成 30 年度（第 2 回）大磯町国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成 30 年 8 月 21 日（火）

午後 7 時から午後 7 時 50 分まで

場所 大磯町役場保健センター 2 階研修室

< 開 会 >

<会長あいさつ>

（会長あいさつ省略）

<議事>

（事務局による資料確認）

【議 長】

それでは、まず始めに本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、8 名ですが、出席委員が過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定（「協議会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことはできない」となっています。）により、会議は成立しておりますが、まだ到着されていない委員につきましては、到着次第、会議に加わっていただきたいと思います。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。

傍聴の方が、いらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

暫時休憩といたします。

【事務局】

傍聴人は、いらっしゃいません。

【議 長】

現在、傍聴人はいらっしゃらないとのことですが、傍聴人がみえた時には随時、傍聴を許可したいと思います。

では、次第に沿って議事をすすめます。

本日の議題は、次第に記載の合計 3 つということになります。議題ごとに時間を区切る予定はございませんが、議題ごとに説明を受けて、皆さまのご質問やご意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<議題 1 平成 29 年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算書(案)について>

【議 長】

それでは、「議題 1 平成 29 年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算書(案)について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

資料 1 をご覧ください。

平成 29 年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算案です。こちらは、9 月議会に提出予定となっているため、表紙に記載させていただいたとおり、会議終了後、この資料は回収をさせていただきます。恐れ入りますが、本日は持ち帰らず、机に置いておいてください。

では、歳入から決算の概要を説明します。

1 ページをご覧ください。全体が、3 色の濃淡で色分けされています。

最も濃く塗られた部分が大分類、次に濃く塗られた部分の中分類、何も塗られていない部分が小分類とその内訳です。

これを実際に 1 ページで見ていただくと、1 行目の款項目等のタイトル部分の下から記載されている 2 行目が大分類となっており、3 行目が中分類、4 行目が小分類とその内訳となります。

では、内容を具体的に説明させていただきます。

大分類 01 の国民健康保険税です。大分類にあたる部分が保険税の合計額です。数字が横一列に並んでいますが、左から当初予算、補正予算、予算現額と並んでおり、当初予算では、1,017,042,000 円でしたが、補正予算で△10,592,000 円となり、予算の最終額が 1,006,450,000 円となりました。

予算現額の横に記載されているのが、調定額です。保険税については、社会保険からの離脱や社会保険への加入等により、国民健康保険の加入者が増減することとなるため、その都度、世帯ごとの所得の状況や人数を確認し、保険税額を再計算し、収入が見込まれると積算したものになります。この調定額は、1,079,353,711 円でした。

調定額の横に記載されているのが、収入済額です。国民健康保険税については、その内訳が一般分と退職分に分かれ、その内、現年度と滞納分に分かれています。そして、更に医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に細かく細分されています。これらの収納合計額が平成 29 年度は 871,248,864 円でした。

収納済額の横に記載されているのが、収入未済額です。これは、納税通知書を発行し、納付書を交付しているにも関わらず、収納されなかった額で、平成 29 年度は、182,314,737 円でした。

備考欄に記載されている不納欠損というものが記載されておりますが、これは、滞納していた保険税の内、本人の死亡・生活困窮などの事情により、収納することが出来ず、町として収納が出来なかったため、調定を抹消した金額のことです。また各種保険税の収納率と不納欠損となってしまった額が記載されています。

平成 29 年度については、平成 29 年度に課税した金額である現年度分の収納率が 93.5%、現年度中に収納がなく、翌年度持ち越された分の収納率は、22.1%となっています。

続いて、大分類 02 の使用料及び手数料です。こちらは、保険料納付証明などに係る手数料です。収入はありませんでした。

2 ページをご覧ください。大分類 03 の国庫支出金です。こちらは、国から交付されるものです。大分類の収入済額は、669,948,524 円でした。この内訳については、一般療養給付負担金として、358,880,997 円、後期高齢者支援金負担金として、153,908,207 円、介護納付金負担として、56,967,320 円、高額医療費共同事業負担金として、21,132,000 円、特定健康診査等負担金として、3,474,000 円、過年度負担金として、142,000 円、普通調整交付金として、61,288,000 円、特別調整交付金として、10,164,000 円、国民健康保険制度改正準備補助金として、3,992,000 円となっています。

続いて、大分類 04 の療養給付費交付金です。これは退職者の医療給付に対する交付です。大分類の収入済額は、50,826,032 円でした。この内訳については、退職被保険者等療養給付費交付金として、42,554,000 円、過年度交付金として、8,272,032 円となっています。

3 ページをご覧ください。大分類 05 の前期高齢者交付金です。国民健康保険では、65～74 歳の前期高齢者が、他の社会保険と比べると国民健康保険は加入割合が極端に高いために交付されるものです。こちらにつきましても、備考欄に正しく数字が記載されておらず、申し訳ございませんでした。記載されるべき内容は、大分類の収入済額と同じ、1,274,308,492 円となります。

続いて、大分類 06 の県支出金です。これは、神奈川県から交付されるものであり、国からの交付金とほぼ同じ内容になっています。大分類の収入済額は、191,282,130 円でした。この内訳については、高額医療費共同事業費負担金として、19,770,236 円、特定健康診査等負担金として、3,384,000 円、特別調整交付金として、61,027,894 円、普通調整交付金として、107,100,000 円となります。

続いて、大分類 07 の共同事業交付金です。これは、神奈川県国民健康保険団体連合会が実施する共同事業の交付金です。大分類の収入済額は、796,640,416 円でした。この内訳については、高額医療費共同事業交付金として、62,836,017 円、保険財政共同化事業交付金として、733,804,399 円となります。

4 ページをご覧ください。大分類 08 の財産収入です。これは、基金の利息分です。大分類の収入済額は、604 円でした。

続いて、大分類 09 の繰入金です。これは、国民健康保険財政を運営するため、一般会計や国民健康保険財政調整基金から繰入れたものです。大分類の収入済額は、322,302,694 円でした。この内訳については、保険基盤安定繰入金として、159,247,239 円、職員給与費等繰入金として、48,339,000 円、財政安定化支援事業繰入金として、10,872,455 円、その他一般会計繰入金として、94,044,000 円、申し訳ございません、

こちらの出産育児一時繰入金ですが、備考欄の内訳に桁誤りがありました。98,000,000 円とありますが、正しくは、9,800,000 円となります。財政調整基金繰入金として、50,000,000 円となります。

続いて、大分類 10 の繰越金です。これは、前年度の繰越金です。大分類の収入済額は、232,064,210 円でした。

続いて、大分類 11 の諸収入です。こちらは、保険税の延滞金、第三者納付金という交通事故など本来は保険給付の対象ではないものの保険証を使った医療給付費について、後から精算したもの等です。収入済額は、13,582,386 円でした。この内訳については、一般被保険者延滞金として、4,598,889 円、預金利子 8,487 円、一般被保険者第三者納付金として、7,485,600 円、一般被保険者返納金として、1,386,195 円、指定公費負担医療立替交付金として、47,133 円、雑入として、56,082 円となります。

続いて 7 ページをご覧ください。ここからは、歳出です。大中小分類の色分けは、歳入と一緒にです。横に並んでいる数字については、左から当初予算、補正・流用予算額、予算現額となっており、予算現額が最終の予算額です。その右横が、支出済額で実際に支払った額、その右横の不用額は、歳出予算の残額です。

大分類 01 の総務費です。これは、職員給与、各種消耗品、国民健康保険証の一斉更新に係る費用、国民健康保険団体連合会への負担金、国民健康保険税納付書を発送するための経費、国民健康保険運協の経費等となっています。大分類の支出済額は、47,885,605 円でした。

続いて、8 ページをご覧ください。大分類 02 の保険給付費です。これは、医療費の内、保険者負担分として負担した額で、歳出予算の中で最も大きな規模といえます。具体的には、病院の窓口で被保険者が保険証を提示し、10 割分の内、1 割～3 割を窓口負担することとなりますが、この残りの 7～9 割を町が負担することとなり、それが、この予算に該当します。一般被保険者の年間平均加入者数が、8,576 人、一人当たり医療費は 259,355 円、退職被保険者の年間平均加入者数が、111 人で、1 人当たり 360,707 円となっています。その次の療養費は、主治医の診断に基づく柔道整復や鍼灸・治療用補装具などの経費になります。一番下にあるのは、各医療機関から提出された診療報酬明細書の審査手数料などになります。続いて、9 ページある高額療養費は、毎月の窓口負担が所得により設定された上限を超えた方への払い戻しです。一般被保険者と退職被保険者で合計 6,649 件でした。その下にあるのは、葬祭費や出産育児一時金などになります。これらの大分類の支出済額は、2,604,700,667 円でした。

続いて、10 ページをご覧ください。大分類 03 の後期高齢者支援金等です。これは、神奈川県後期高齢者医療広域連合が給付する後期高齢者医療保険給付費の拠出です。大分類の支出済額は、484,428,847 円でした。

続いて、大分類 04 の前期高齢者納付金です。これは、大企業などが支払う前期高齢者への拠出金について、上限が設定され、上限を超えた分について、全保険者で按分するための納付金です。大分類の支出済額は、1,767,324 円でした。

続いて、大分類 05 の老人保健拠出金です。こちらは、後期高齢者医療の創設に伴って廃止されておりますが、事務費として支出が行われております。大分類の支出済額は、9,342 円でした。

続いて、11 ページをご覧ください。大分類 06 の介護納付金分納付金です。これは、40～64 歳までの医療保険加入者が介護保険の第 2 号被保険者として、医療保険料と一括して納付された保険料です。大分類の支出済額は、178,022,875 円でした。

続いて、大分類 07 の共同事業拠出金です。これは、神奈川県国民健康保険団体連合への拠出金です。大分類の支出済額は、802,524,115 円でした。

続いて、12 ページをご覧ください。大分類 08 の保健事業費です。これは 40～74 歳の国民健康保険被保険者を対象に実施している健診事業である特定健康診査とその健診受診者で生活習慣等の改善が必要となる方を対象に実施している事業の特定保健指導です。大分類の支出済額は、総額 20,895,736 円となっています。

続いて、大分類 09 の基金積立です。これは、基金への積み立てとなっています。大分類の支出済額は、総額 150,000,604 円となっています。

続いて、13 ページをご覧ください。大分類 10 の公債費です。該当はありませんでした。

続いて、大分類 11 の諸支出金です。これは、過年度の保険税の還付、前年度多く交付された国庫金の償還のための経費、一般会計への繰出金等が該当となります。大分類の支出済額は、総額 86,688,643 円となっています。

続いて、大分類 12 の予備費です。大分類 01 の総務費－中分類 01 総務管理費、大分類 11 諸支出金－中分類 01 償還金利子及び還付加算金に充当を行っています。

平成 29 年度の国民健康保険事業特別会計の歳入合計額は、4,472,204,352 円であったのに対し、歳出の総合計は、4,376,923,758 円であったことから、差引額は、95,280,594 円になります。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

【委 員】

この決算案に記載誤りが何か所かありましたが、それが修正されて、ここで委員からの承認が得られた場合、その数字で議会に説明をするという事でよろしいでしょうか？

【事務局】

今回、提出させていただいた資料で修正が必要な個所につきましては、修正は行います。しかし、この内容で承認を受けて、議会に提出を行うというものではありません。

【委 員】

では、この場では何をするという事になるのでしょうか？

【事務局】

こちらにつきましては、平成 29 年度の国民健康保険特別会計がこのように実施され

たという事をご報告する場という事となります。

【委員】

2点よろしいでしょうか。まず1点目に収納率についてですが、現年度が93.5%とあります。理想は100%という事になると思いますが、これを町としてどのように捉えているのでしょうか。

2点目は、特定健診についてです。受診した人が30.4%ということですが、当初予算の割には支出が少なく、不用額が出てしまっている。当初の対象者が6,762人で受診者が2,053人とのことですが、もう少しはアピールが必要であったのではないのでしょうか。受診率としては、30.4%とのことで以前はもう少し受診率が低かったと思いますが、受診者は増えているのでしょうか。

【事務局】

まず1点目の現年度の収納率についてですが、この収納率については、93.5%よりも高くしていかなければならないと考えており、今後の収納方法の強化を検討していかなければならないと強く認識しております。その一つの方法として、昨年度も実施しておりましたが、納付書で納付していただくよりも口座振替での納付していただく方が、納付率は格段に高いという事から国民健康保険の主に新規加入者に対し、必ず口座振替の啓発をさせていただき、現年度の収納率を高めていきたいと考えております。そのため、現状の収納率に対して、良いという認識は持っていません。

次に特定健診についてですが、平成29年度の受診率は30.4%でした。平成28年度の受診率は30.0%であったことから、若干ではありますが受診率は上昇している状況にあります。収納率と同様に現状維持で良いという事ではなく、県内での受診率は14位という真ん中の順位であることから、もう少し高い率を目指していくべきと考えております。今年度からの取組として、昨年度までは、町内の医療機関で受ける施設健診を6月～9月末とし、集団健診は6月～12月初旬の間に計13回の実施となっていました。受診する期間を延長しました。施設健診を6月～翌年2月末、集団健診は回数の変更はありませんが、期間を6月～翌年2月に変更し、実施することとしています。その他に今年度から、特定健診の受診率を上げなければならないという事から、商工会さんやシルバー人材センターの会員さんで国民健康保険に加入されている方もいらっしゃるから、その方々に対してチラシを配布してもらうようお願いしております。これが実を結べば受診率の向上に繋がるのではないかと考えております。

【委員】

一般会計の繰入が、1億円を下回りましたが、税率改正の時に一番の悩みになると思います。この部分についてはどのように考えていますか。

【事務局】

繰入金額が1億円を下回ったというのは、法定外繰入金のことを指しているのだと思うのですが、こちらにつきましては、神奈川県全体として見た時に保険者努力支援というそれぞれの自治体の頑張りに対して補助を出すというものの県バージョンがありま

す。そこで神奈川県全体でこの法定外繰入額を引き下げることが目標とされています。町としても、計画を昨年度の運営協議会で示させていただいており、削減が可能であれば削減をしたいという事になりますが、現時点では明確な回答は難しい状況です。

【議 長】

他に、ご意見はありませんか。意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。

<議題 2 大磯町国民健康保険税率の改定について>

【議 長】

続きまして、「議題 2 大磯町国民健康保険税率の改定について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

今回の運営協議会で可能であれば、今後の医療費の見込等をお示し、それを基に来年度の必要納付額を予測し、税率をどのようにするか議論をしていただきたいところでしたが、現時点では、その予測を立てることが困難であることから、今回は、医療費の見込額と同じくらい重要となる被保険者数の見込についてご説明させていただきます。そのため、平成 31 年度の県への納付金額等見据えた税率に関する議論につきましては、次回の運営協議会で議論をお願いしたいと思いますので、ご承知ください。

では、資料 2 をご覧ください。国民健康保険被保険者の動向です。1 ページの左側に記載されている被保険者の加入状況をご覧ください。この表をご覧くださいと、平成 27 年 4 月の国民健康保険被保険者数が 9,580 人であったのに対し、平成 30 年 3 月の国民健康保険被保険者数は、8,429 人まで減少しており、わずか 3 年の間に 1,151 人が国民健康保険を脱退していることがわかります。対前年減少率の年度末比較を見ていただくと、平成 27 年度は 3.01%の減少、平成 28 年度は 3.89%の減少、平成 29 年度は 4.85%の減少となっており、年々減少率が上昇していることが確認できます。このような状況にあることから、国民健康保険の被保険者数が上昇するとは考えにくく、反対に被保険者数は減少していくと考えることが妥当と考えられます。平成 29 年度平均が前年度と比較して 5.21%減少していることから、平成 30 年度についても、同等以上の減少を見込むことが出来ると考えられるため、年平均で 5.36%の減少としたところ、平成 30 年度末には 7,963 人の被保険者数であると予測しました。そのため、今年度末には被保険者数が 8,000 人を下回る可能性があるという事となります。この平成 30 年度の被保険者見込を基に平成 31 年度の加入者数の見込を予測したところ、平成 31 年度末には被保険者数が 7,485 人となり、平成 31 年度の月平均被保険者数については、7,736 人になると見込みました。

2 ページをご覧ください。2 ページ以降は、国民健康保険の被保険者の具体的な加入状況を記載しております。平成 26 年度について、1 ページでは、グラフ上に記載されておきませんが、動向を見ていただくにあたり、参考として記載しております。この平

成 26 年度から平成 29 年度中の国民健康保険被保険者数の加入状況で特筆すべき内容としては、最も増減に大きな影響を与えている後期高齢者に係る異動状況です。後期高齢者医療保険については、75 歳に達した日から適用されるため、生活保護受給者以外は必ず加入することとなります。そのため、国民健康保険被保険者で 75 歳に到達する方は、国民健康保険から脱退することとなります。前回の資料でお示ししたとおり、国民健康保険被保険者の被保険者年齢が 70 歳以上の方で全体の 26%を占めていることから、この傾向はこれからも継続されることとなり、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行する方の人数は年々、上昇していくことが予測されます。

以上のことを踏まえて、繰り返しになりますが、1 ページに記載したとおり、平成 31 年度の平均被保険者見込み数を 7,736 人とさせていただきました。
説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

【事務局】

一点だけ補足させていただいてよろしいでしょうか。国民健康保険から後期高齢者への移行が最も大きな減少理由になりますということの中で、今年度の 4 月 1 日現在で 74 歳の方がどのくらいいるのかというと 440 人いらっしゃいます。この方々は今年度中に後期高齢者となられる方なので、年度途中の加入等で最終的な人数に変動は生じることは考えられますが、この 440 人の方々は国民健康保険を脱退することとなります。またその翌年度に 75 歳となられる方が現時点で 343 人いらっしゃいます。

【委 員】

この傾向は大磯だけのものですか。それとも他の自治体でも同じような傾向にあるのでしょうか。

【事務局】

前期高齢者の割合が大磯町は高く、昨年度時点で県内 8 番目であったことから他の自治体と比較すると何年か早い状況にあります。逆に国民健康保険加入者の年齢が若い自治体もあるため、そのような自治体は何年か経過した時に現在の大磯町が直面している状況と同じ現象が起こると思われます。

【議 長】

他に質問が無いようでしたら、議題 2 は終了いたします。本日の予定議題はこれで終了となりますが、全体を通して質問がある方はいらっしゃいますか。

事務局から何かありますか。

【事務局】

次第に記載させていただいたとおり、次回の会議を 11 月下旬とさせていただいております。後日、アンケート形式で回答をいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

【議 長】

その他、特にないようですので、これで終了とし、事務局に進行をお返しいたします。

【事務局】

皆さま、本日はどうもありがとうございました。

事務局から説明させていただいたとおり、年度の後半に県から示されることとなります。国民健康保険加入者数が保険税率を計算する際の重要な要素となってまいりますので、お持ち帰りいただいた資料の中で疑問点が生じたときにはお問い合わせください。

また本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続きご協力をお願いします。これで、本日のすべての予定を終了します。どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・平成 30 年度第 2 回大磯町国民健康保険運営協議会次第
- ・大磯町国民健康保険運営協議会委員名簿
- ・資料 1 平成 29 年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算(案)
- ・資料 2 国民健康保険被保険者の動向について